MyJCB利用者規定にかかる特則

第1条　本特則の適用

1.本特則は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。

2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条　本規定の変更

1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」

2.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

⑴カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス

⑵JCBの提供する、①J/Secure（TM）、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス

⑶両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス

⑷その他両社所定のサービス」

3.本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

4.本規定第10条第1項⑴を以下のとおりに変更します。

「⑴カードを退会し、またはカードの会員資格を喪失した場合」

第3条　デビットショッピング利用時等の通知

1.カード発行会社は、本特則第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項⑴④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知も本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。

①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合

②JCBデビット会員規約第22条第1項から第3項に定める、カー

ド発行会社から本会員への連絡を行う場合

2.本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

3.カード発行会社は、本会員が両社に届け出たメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。

4.本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。

5.第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。

6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項の各号に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

(MJ100000・20140901)